

対日投資の促進に向けた 外務省の取組について

平成31年4月16日
外務省提出資料

1. 在外公館における取組

- (1)体制：対日直接投資案件の発掘に係る情報収集体制の強化を図るとともに、案件成立に向けた支援体制の構築を図るため、126の在外公館に「対日直接投資推進担当窓口」を設置(平成28年4月)。
- (2)取組：JETROとも連携しつつ、①具体的な対日投資案件発掘に向けた情報収集、②我が国の規制・制度の改善に向けた情報収集、③現地の経済界との人脈構築、④各種イベントや公館が有する人材を活用した対日投資の呼びかけ等を実施。
- ▶ 昨年度(平成30年度)の各公館の活動実績合計は 699件。具体的な取組の例は以下のとおり。
 - ・ 天皇誕生日レセプション等の公館主催行事に出席する大企業幹部や各種経済団体幹部、中央・地方政府要人への対日投資の働きかけ。
 - ・ JETROや現地商工会議所等と連携した対日投資セミナーや、特定の地方自治体への企業誘致を目的としたイベント等を各地で開催。
 - ▶ 今年度(平成31年度)に実施する取組として、日EU・EPA発効を捉えたセミナー(4月ギリシャ・ポーランド、5月独・フィンランド、9月チェコ、11月独)やイタリア若手事業者向けセミナー(5月福岡)、投資家向けセミナー(ニューヨーク)の開催が決定している。投資先としての日本の魅力を発信。

2. 外交リソースを活用した取組

(1)外交日程を活用した政府要人によるトップセールス等

- ▶ 平成29年9月には、安倍総理が国連総会出席のためにニューヨークを訪問した機会を捉えて開催した「米国CEO懇親会」、ニューヨーク証券取引所での経済スピーチにおいて、対日投資を呼びかけた。
- ▶ 平成31年1月には、安倍総理が世界経済フォーラム(WEF)年次総会出席のためダボスを訪問した際、世界的なビジネス関係者と地方への投資を含む対日投資促進の方策について意見交換を実施。また同時期に総理が英国を訪問した際には、英国首相官邸で開催されたビジネス・レセプションにおいて、幅広い英国企業の代表に対して対日投資を呼びかけた。

(2)国際約束の締結による投資環境の整備

- ▶ 各国との経済連携、双方向の投資を促進すべく、投資関連協定(投資協定及び投資章を含む経済連携協定)の締結交渉に積極的に取り組んでいる(2019年4月時点、76の国・地域をカバー(発効済43本、署名済・未発効5本)。交渉中(24本)のものも発効すると94の国・地域をカバー。))。
- ▶ 租税関連条約等(74本、129の国・地域)、社会保障協定(18本)の締結を通じて、外国企業の我が国への投資環境を制度面で整備。

3. 日本国内における取組

(1)対日投資セミナーの開催：日本国内においても、関係省庁やJETRO等の協力を得て、外務省主催で対日直接投資の促進に資するセミナーを開催。今年度も、対日直接投資推進会議のテーマに焦点を当てた対日投資セミナーを開催。

【具体例】グローバル・ビジネス・セミナー(平成31年3月18日)

- 外務省主催、内閣府・経産省・日本貿易振興機構(ジェトロ)・日本アセアンセンター協力。自由で公正な経済圏を世界へ広げる重要性、日本と東南アジア・米国・欧州における双方向の投資拡大と地方への投資誘致をテーマとして、TPP11協定や日EU・EPAの発効等に伴う投資の動向、投資先としての日本・地方のメリットと課題等について議論。日本に進出している東南アジア・米国・欧州企業関係者、駐日経済団体・商工会議所関係者、在京大使館、政府・地方自治体関係者、有識者等約120名が参加。

(2)地方自治体との連携：地方自治体と連携して実施する国内での各種イベントを通じて地域の魅力を発信することにより、地域への投資誘致に寄与。

【具体例】地域の魅力発信セミナー(平成20年以降、計25回開催)

- 地方自治体等と協力して、駐日外交団等に、地域の観光、産業、投資、企業誘致等の政策や魅力をPRするセミナー。

【具体例】地方創生支援飯倉公館活用対外発信事業(平成27年以降、計18回開催)

- 地方自治体の首長と共催で、駐日外交団等を飯倉公館に招き、地域の多様な魅力を内外に発信する事業。

(3)グローバル人材の呼び込み・育成：日本のイノベーション活性化や日本と各国の紐帯強化に寄与。

- ODA等を活用した「イノベティブ・アジア」事業による、アジアの高度人材の育成及び環流の促進。

4. その他の対日投資促進取組

「企業担当制」(5つ目の約束)への積極的参画

- 本制度を活用した対象企業による担当副大臣との面会に、外務省からも副大臣又は大臣政務官が同席(制度開始以降の政務同席は計10回、平成30年度は計4回。)